

第2章 タイの法案起草過程の改革

著者	飯田 順三, 今泉 慎也
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	601
雑誌名	タイの立法過程 : 国民の政治参加への模索
ページ	75-120
発行年	2012
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00011339

第2章

タイの法案起草過程の改革

飯田 順三・今泉 慎也

はじめに

法治主義・民主主義国家において、経済政策・社会開発のためのさまざまな手段は、法律による授権を必要とするし、法律は議会の承認を得て成立するのが大前提となっている。しかしながら、今日の議会、とくにタイのように議院内閣制を採用する国においては、法律案の実質的な内容が議会に提出されるまでにほとんど固まっていることが少なくない。質の悪い法律は、政策目標の実現を大きく妨げることにさえなりかねないから、政策目的が的確に実現できるように法律や規則に適正に記述されなければならない。そうだとすれば、立法が適切に行われるためには、立法が企画され、法案が作成・審査され、国会に提出されるまでのさまざまなプロセス（以下、法案起草過程と呼ぶ）がいかに設計され、どのように運用されているかが問題となる。

1990年代以降、民主化、経済社会のグローバル化に対応して、タイはさまざまな分野における制度改革に取り組んできた。個別分野の改革と並行して、法案起草過程についても改革が試みられてきた。いかなる背景からどのような内容の改革が進められ、その結果、法案起草過程はどのように変化したのであろうか。

本章では、法案起草過程の変化を大きく2つに分けて捉えることとする。第1は、内閣提出法案のための「政府内」の法案起草過程の改革である。こ

れは、後述する法制委員会・内閣事務総裁室を中心とする立法関係者によって主として推進されてきたものである。これは2つの方向で展開してきた。ひとつは、縦割り行政の弊害など省庁主導の立法の発案・法案作成におけるさまざまな限界を克服するため、省庁とは独自に法案を作成する任務を負う法改革機関の設置である。その先駆けとなったのが1991年に設置された法発展委員会であった。もうひとつは、省庁による法案起草の効率化や能力向上を目指した取り組みであり、主としてガバナンス改革のなかで進められてきたものである。たとえば、タックシン・チンナワット (Thaksin Shinawatra) 政権期 (2001～2006年) には、ガバナンス強化を目指した「グッドガバナンス勅令」が2004年に制定され、行政機関はその所管する法令の制定・改正等を盛り込んだ立法計画のとりまとめなどが義務づけられようになった。

第2は、1997年以降の民主化・政治改革のなかで強調されている国民の政治参加の理念を具体化するための制度改革である。伝統的にタイ憲法は法案提出権を内閣と一定数の議員 (議員立法) に認めてきた。1997年憲法以降、一定数の有権者が国会に法案を直接提出することができる直接発議 (direct initiative) 制度が導入され、それにとまなう手続が整備されつつある。国民による法案提出に必要な有権者の数は当初5万人と定められたが、2007年憲法では1万人へと引き下げられた。数の上ではまだ少ないものの、市民グループが提案した法案が成立した例も出ている。

一連の改革を分析する上で、立法専門家の役割に力点を置く。ある政策目的のためにどのような法律が望ましいのか、どのようにすれば法律を迅速に起草し、議会の承認を得ることができるのか、といった広い意味で知識の体系をここでは立法技術・立法知と呼ぶことにしよう。立法技術は開発途上国であるか、先進国であるかを問わず、法制度の発展のために不可欠な要素であろう⁽¹⁾。そうした立法技術・立法知は、法律家・官僚のすべてが必ずしも備えているのではなく、立法に直接的にかかわる機関や部署、たとえば、法規課、議会事務局、法案審査機関等といった組織と人に集積していると考えられる。

開発途上国の場合、少なくとも開発初期段階においては立法技術を備えた人材は希少で、偏在していると考えられる。教育制度の不備や需給ギャップ（たとえば、法学教育を海外に依存したり、弁護士ばかりが育成される）が存在したり、給与格差のため公的セクターから民間セクターへと人材が流出するような場合も考えられる。このような状況において、法体系の維持・立法の整合性を図るために、中核的な役割を果たす機関に人材を集中させることが有効であろうと考えられる。タイの場合、そうした役割を担ってきたのが法制委員会（khanakammakan kritsadika / Council of State）と同事務局（Office of the Council of State）であると考えられる⁽²⁾。後述するように、法制委員会は、外部法律家・有識者を主たる委員とするところに特色があり、裁判官、検察官など外部の法律家を活用しながら、法案審査のみならず、法制度のあり方のすみずみにまで目を光らせる役目を果たしてきた⁽³⁾。

前述のように、近年、国民提出法案が認められているが、その起草には省庁が介在しないばかりか、立法の質に目を光らせてきた法制委員会による法案審査を経していない。つまり、法案を提出しようとする国民がどのようにして法律案を作っていくのか、それをどのように支援していくかという問題と同時に、立法技術という観点からみて法案の質（たとえば、法体系との整合性）をいかに確保していくのか、という課題も生じている。この点に関して、2007年憲法によって設置された法改革委員会が国民による法案提出の支援をその機能に盛り込んでいる。

法案起草過程についての先行研究は、法制委員会を中心とする立法関係者と一部の法学者によるものに限られているといつてよいであろう。法制委員会の職員らが中心になってまとめた LRIF [2006] は、立法過程を包括的に検討するものとしては唯一の文献であるといえよう。また、法制委員会は2000年代に入って、立法マニュアル類の作成を進めており、それらは立法手続の細部を知るための有益な情報源である。研究の核となっているもうひとつの組織は「プラチャーティボック王研究所」（King Prajadhipok's Institute: KPI）である。KPI は、国民による法案提出、政策形成過程への参加を促す

ための調査報告と提言を数多くまとめている（KPI [2009a, 2009b]）。

本章の構成は次のおとりである。第1節では、内閣提出法案の法案起草過程を検討する。まず法案起草過程の構造と特徴を整理した上で、その中核となっている法制委員会の役割について検討する。さらに、1990年代以降の改革の変遷を整理する。第2節では、1997年憲法において打ち出された国民による法案提出の制度とその支援をひとつの機能とする法改革委員会について検討する。

第1節 内閣提出法案の起草過程

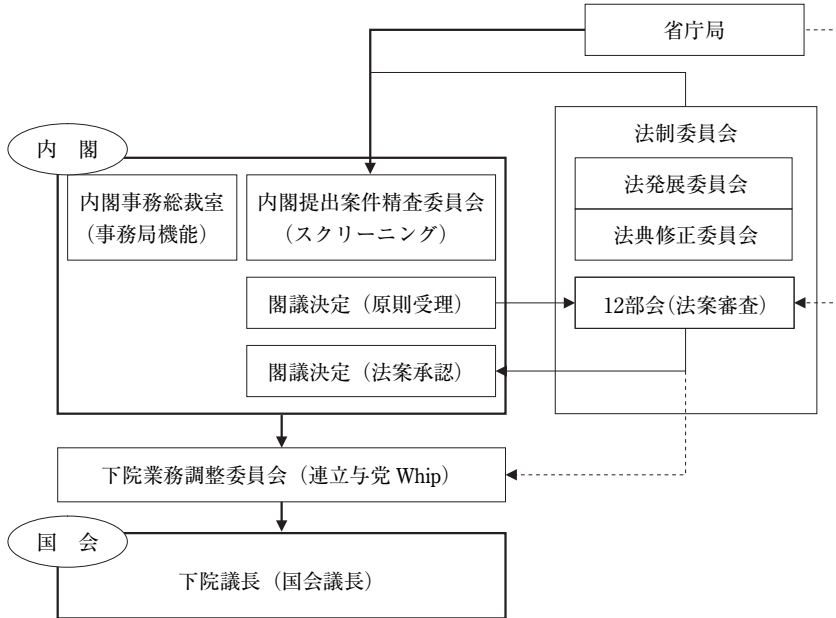
1. 政府内法案起草過程

図1は、政府（内閣）提出法案について、法案起草開始から国会提出に至る基本的な流れを示したものである。この図は単純化されており、いくつかの「脇道」が存在するほか、現実には法案が、政府・与党の意向や、政策の変更、法案に新たな問題点がみつかったことなどを理由に、このプロセス内で進んだり戻ったりを繰り返すこともある。

省庁局には法規課などの部署に法規官（nitikon）と呼ばれる係官が配置されており、所管する法令の管理・整備・改廃作業、契約業務等に関与している。しかしながら、司法省や外務省条約法律局といった法律を専門とする組織を除くと、一般の省庁局内での位置づけは必ずしも高くないようである。たとえば、LRIF [2006] は、各省庁がその業務に見合った法規官を増員し、また、その報酬水準・研修等の拡充を提言している。

内閣提出法案の起草作業は、内閣・与党の指示による場合もあるが、所管する省庁局によって開始されるのが通例である。起草のための組織・手続は、起草される法案の目的、影響、利害関係者、条文数などによって異なるであろう。省庁局の官僚だけで起草される場合、関係省庁等の代表、民間の利害

図1 内閣提出法案の起草過程



(出所) LRIF [2006] より筆者作成。

関係者の代表も含めた委員会・ワーキンググループ等を組織する場合などが考えられる。また、タイでは、新たな法律ができるとその実施のためなんらかの委員会組織が設けられることが多く、そうした委員会が関連法令の整備や法改正に関わる場合も少なくない。

政府内に委員会組織がどれくらい存在するのであろうか。若干古いデータであるが、2003年7月段階の調査によれば、法律の定めに基づく委員会345、内閣任命465、首相任命126、首相府規則によるもの111、合計1047委員会が存在した（ただし、国有企業、職業団体、大学設置法上の委員会を除く）(Po. Ko.Pho. [2003: 1])。こうした委員会のすべてが法案起草を行うわけではないが、政策形成と利害関係者間の調整の場として法の制定・改正に重要な影響を与えるものが多い。

タイの委員会制度の顕著な特徴は、「職務上の委員」が多い点である（むしろ、官僚以外の者だけで構成される委員会は少ない）。首相ないしは所管大臣等が委員長となり、関係分野の省庁の大臣、次官または局長がずらりと顔を並べるのが通例である。一見すると省庁局間の調整がこのレベルですでに可能となっている。しかし、委員会の数は、次官や局長本人が出席できる限度を超えており、代理の者が出席するケースが多い。その結果、たとえば、毎回実際に出席する者が異なるといった弊害が生じる例もある（Po.Ko.Pho. [2003]）。近年の法令が定める委員会組織では、外部有識者を委員に含めるものがほとんどである。民間の代表から情報・意見を吸い上げ、意見調整を行うほか、政策の正当性を得ることができる。

行政と民間との調整の場として機能するのは政府の委員会だけに限られない。起業家層の政策決定過程への影響力の拡大を分析した Anek [1992] が取り上げた「官民合同諮問委員会」（Joint Public and Private Sector Consultative Committees: JPCCs）は、タイにおける三大経済団体であるタイ工業連盟（Federation of Thai Industries: FTI）、タイ商業会議所（Thai Chamber of Commerce: TCC）、タイ銀行協会の代表が、首相を交えて政府に直接に要望を提出する場として現在も機能している。なかでも法務分科会は企業が直面する法的問題について政府ないしは首相に対応を求める機会となっている⁽⁴⁾。

(1) 公聴会

公聴会（prachaphican / public hearing）は、立法を含む政策形成の手続として広範に行われるようになった。公聴会の利用が拡大した法的基礎となった1997年憲法第59条は、「人は、自己または地域コミュニティに関係する環境質、健康衛生、生活質、または他の重要な利害関係に影響を与え得るプロジェクトまたは業務の許可または実施の前に、行政機関、国の機関、国有企業、または地方自治体から情報、説明、および理由を知らされる権利を有し、また、かかる事案について自分の意見を表明する権利を有する。これらは、法律に定める人民の意見聴取手続による」と定める。憲法が予定する意見聴取

のための法律は、法制委員会を中心にまとめられたものの、まだ成立していない。現段階では、「2005年人民意見聴取首相府規則」によって規律されている。同規則によれば、国家プロジェクトを開始しようとする行政機関は、規則に定めるなんらかの方法で情報提供および意見聴取を行うことが必要となっている。公聴会は意見聴取のひとつの方法であって、公聴会がすべての場合に義務づけられているのではない。

(2) 閣議・法制委員会・内閣事務総裁室

省庁局で起草された法律案は、閣議に提出されるため、内閣事務総裁室(Office of the Cabinet Secretary-General)に送付される。内閣事務総裁室は、法案が国会に提出されるまでの工程を管理する指令塔としての役割を果たす⁽⁵⁾。

内閣に提出される案件を事前に精査するための内閣提出案件精査委員会(以下、スクリーニング委員会)が置かれ、法律案は関係する部に付託される。同委員会は「2005年内閣提出案件および閣議勅令」第5条の規定に基づき設置されるもので、関係する大臣と審査事項に知識・専門性を有する者で構成される。

閣議への法案提出などの手続は、「2005年内閣への事案提出のルールおよび手続を定める規則」によって定められている。2005年規則の特徴は、OECDが進める規制影響分析(Regulatory Impact Analysis: RIA)を参考にして、法案提出にあたって、当該法案の必要性などの項目からなるチェックリストを義務づけた点である(Pakorn [2011])。

法律案についての閣議決定は2回行われることが多い。ひとつは法案の原則を承認するものであり、承認された法案は、法案審査のため法制委員会に送付される。もうひとつは法制委員会の審査を完了した法案を承認するものである。閣議で法案の原則受理が決議されると、法案は法制委員会の審査に付託される。閣議決定に際しては、法案を承認するとともに、閣議で提起された懸案事項について検討を行うことや、関係機関の意見を聴取することなどを求める意見が付されることがある。法律案を起草した行政機関が、その

法案が内閣に提出される前に先行的に法制委員会の審査を求める場合もある。法制委員会における審議については次項で検討するので、次に法制委員会の審査を終えた法案の取扱いについて見ていこう。

法制委員会での審査が終了した法案は内閣事務総裁室に送付される。問題が少ない法案であり、原則受理段階の閣議で後述する下院業務調整委員会に送付すべきことを決議したときは、内閣事務総裁室はかかる法案を下院業務調整委員会に送付する。法制委員会が重要な内容を変更したとき、閣議決定した法案の原則を修正したときなどは再び閣議に付される (LRIF [2006: 39])。閣議では法案を承認した上で、検討事項が残る場合には、下院業務調整委員会に送付する前に、上述のスクリーニング委員会に検討を行わせることもある。

(3) 下院業務調整委員会 (ホイップ)

内閣と国会との関係で重要な役割を果たすのが下院業務調整委員会 (Khanakammakan prasanngan saphaphutaenratsadon: 通称、政府ホイップ [Whip]) である。名称が紛らわしいが、これは国会の委員会ではなく、首相命令によって任命される政府内機関である。イギリスやアメリカの議会における院内幹事 (Whip) を念頭において作られた組織である。1983年11月に当時のプレーム・ティンスラーノン (Prem Tinsulanond) 政権ではじめて設置された (Po. So. So. [2008: 10])。与党第一党から委員長および秘書官が任命されるほか、委員の数は与党各党がその議席比率に応じて割り当てられる。この段階で、国会提出の順序や時期について協議されることになる。法案が完成していても、たとえば連立政権に参加するいずれかの政党が難色を示す法案は提出が先送りされることになる⁽⁶⁾。

以上のような政府内の法案起草過程において、整合性の確保など法案の質の管理という点でもっとも重要なのは法制委員会の審査である。次に法制委員会の組織と手続を見てみよう。

2. 法制委員会

(1) 背景

法制委員会の前身は20世紀初頭の法典編纂事業の事務局となった司法省法律起草局 (krom rang kotmai) であった。1932年立憲革命後、首相府に属する法制委員会事務局として改組されたものである。立憲革命後の制度設計を行った人民党の文官派リーダーのプリディー・パノムヨン (Pridee Phanomyong) は、パリ大学で法学を学び、政治指導者としてだけではなく法学者として多くの著作を残し、現在のタンマサート大学の創設者・初代学長でもあった。法制委員会のモデルとなったのはフランスのconseil d'Etat (国務院) である。conseil d'Etat は、日本の内閣法制局と同様に法案審査や政府の法律顧問としての役割をもつほか、行政裁判機関としての機能をもつ。タイの法制委員会も法案審査、政府への法的助言といった機能のほか、行政訴訟機能を担うことが予定されていた。このことは、「1933年法制委員会法」が、法案審査・法的助言だけを担当する「法律起草委員」に加えて、行政訴訟も担当する「法制委員」の2種類の委員を設けていたことに現れている。しかしながら、近代化期にフランスの介入に苦しんだ経験から、行政裁判所の設置がフランスの新たな介入を招くことをおそれて、行政裁判所の実現は断念された (Kritsadika [1992])。しかし、行政裁判所構想は、いわば組織の目標として法制委員会のなかに深く埋め込まれ、その後、同委員会が公法学の拠点となる背景となった。

1970年代の民主化運動期に行政裁判所構想への関心が高まったことから、1974年憲法が行政裁判所の設置を定めた。これを受けて、1979年法制委員会法によって、法制委員会内に不服申立審査委員会が新設された。これは、私人と行政機関との間の紛争解決を目的とするものであった。委員会は事件の性質に応じて6分科会に分かれ、それぞれに大学の公法学者、法律家、局長経験のある元官僚などが委員に任命されていた。この委員会はフランス行政

裁判所をモデルとした手続を採用することで、将来の行政裁判所のための人材育成も目指していた。法律上、委員会の裁定に拘束力はなかったが、首相命令によってその内容の実現が担保されていた。司法省・司法裁判所の反対から行政裁判所はなかなか実現しなかったが、1997年憲法でようやく実現した。これにともない法制委員会事務局の不服申立事件を扱っていた部門は分離され、1999年に行政裁判所事務局として再編された（1999年法制委員会法〔第4号〕）。当時、法制委員会事務総裁であったアッカラトーン・チュラーラット（Akharathorn Chularatana）が最初の最高行政裁判所長官に選任された。法制委員会の悲願であった行政裁判所の設置は実現したが、その思惑とは異なり独立の組織とされたため、法制委員会の行政紛争処理機能は廃止された⁷⁾。法制委員会の重要な役割は、政府の法律顧問として政府機関に対する法的助言と法案審査となっている。

(2) 組織

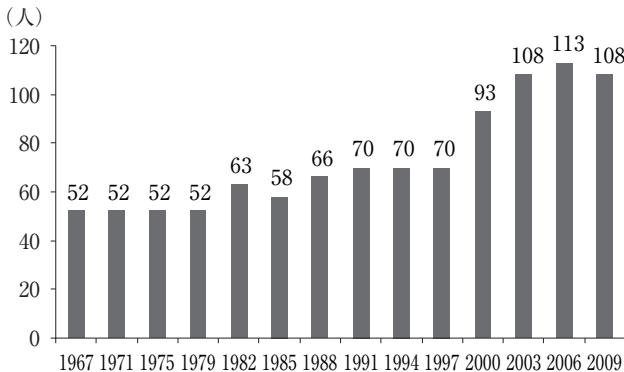
法制委員は、国王によって任命される。1999年まで法制委員会は、「法律起草委員」と行政事件を扱う「不服申立委員」の2種類の委員で構成されていた。行政裁判所の設置にともない、不服申立裁定委員会が廃止された機会に、「法制委員」のみで構成されることとなった。また、従来は首相が「職務上の委員長」であったが、2008年の法改正で廃止された（2008年法制委員会法〔第5号〕）。改正後は、法制委員は12の委員会に分けられ、それぞれの委員会ごとに委員長が任命される（第11条）。法制委員会事務局のトップである事務総裁は職務上の委員となる（同条第2項）。法制委員会事務局職員である常任法制委員は、各委員会に参加するが投票権をもたない。

法案審査を行う法制委員の多くが外部専門家であり、官僚組織を超えた広がりをもつ。非常勤委員には、元最高裁長官を含む裁判官、元検事総長を含む検察官、有名法律事務所所属の弁護士、学者が任命されてきた。法制委員会は、法曹界の重鎮を含む多彩な法律家・実務家が集う場となっているのである。

法制委員会は、1933年から1967年前半まではいわば五月雨式に任命が行われ、任期の定めが置かれていなかった。1967年9月の任命以降、3年（当初は4年）の任期を定めて一括して任命が行われるようになった。図2は、1967年9月以降の法制委員（1999年以前は法律起草委員）の任命数の変遷を示したものである。図からは1980年代に入り委員数が増加する傾向にあり、とくに2000年になって大幅な増員が行われたことが分かる。行政裁判所設置にともなう法制委員会事務局の大幅な縮小もあり、法案審査の強化が図られたためであろう。2009年には108人が法制委員に任命され、12の委員会に分かれて活動している。委員のうち法学部出身者が約6割で残りが多様な分野の専門家が選ばれている。また、筆者の計算によれば、任期満了後の再任の比率は高く、7割から8割以上が再任されており、20年以上にわたって法制委員を務めた者も少なくない。

他方、法制委員会事務局は立法専門家を養成する場でもある。事務局のトップである法制委員会事務総裁は、法学者としても指導的な役割を果たしてきた。たとえば、法学者として名高かったユット・セーンウタイ (Yut Seanguthai)、公法学者として1990年代の政治改革に強い影響を与えたアモー

図2 法制委員数の推移



(出所) 委員を任命する勅令から筆者作成。

(注) 1999年以前は、「法律起草委員」。

ン・チャンタラソンブーン (Amon Jantrasombun) がいた。また、初代の最高行政裁判所長官となったアッカラトーンは、法制委員会事務総裁時代に行政裁判所構想を推進した。事務総裁ではないが、上院議長を努めた政治家であるミーチャイ・ルチュパン (Meechai Ruchphan) は法制委員会事務局出身であり、法律起草者としても著名であり、政治家に転身した後も現在まで法制委員として多くの立法に関わってきた。

(3) 法案審査

法制委員会による審査には、法制委員会による審査と法制委員会事務局職員によるものがある。以下、LRIF [2006] の整理に従って、手続の流れを確認してみたい。法案が法制委員会に付託されると、事務総裁は12の委員会のうち関係するいずれかの委員会に当該法案を付託する。各委員会の事務方として任命されている同事務局職員が法律案の最初の審査を行う。法案の原則が憲法、一般法原則、既存の法体系に違反・抵触しないかどうかを検討するほか、当該法案、問題状況、および法案によって生じ得る影響について資料と検討事項をまとめる。また、必要に応じて外国法との比較研究も行う。これらをもとに法案を修正すべき重要な論点を説明した意見書がまとめられる。同意見書は、同事務局の上級の係官によって精査され、担当事務方との間で協議した後、委員会に提出される。

法制委員会の審査は、議会審議と似て、一般に原則審議、逐条審議、総括審議（法案全体が完全かどうか）の3読会で行われる。しかし、法案を完全なものとするため、複雑な法案については再び原則を見直すなど、国会審議とは異なりそれぞれの段階を行ったり来たりすることがある（LRIF [2006: 36]）。

他方、特定の土地の収用を定める法律（土地収用法に基づく収用は法律の形式で行われる）など定型的な法案や、内容が簡潔な法案については、事務総裁が事務局職員を担当者に任命し、委員会に付託する場合と同様の審査を行わせる。

審査を終了した法案について関係する国の機関の意向を確認する手続が設けられている。法案修正が軽微で文言に関係するものであって、審議に参加した当該機関の代表が承認している場合には、当該機関の局長相当以上の者が修正の承認を確認する通告を行う。また、修正が法案の重要な部分に及ぶ場合には、当該機関を所管する大臣または最高位の指揮監督者が承認を確認する通告を行う。14日以内に通告しない場合は承認したものとみなされる。法制委員会事務局とかかる機関との間に合意に達しないときは、大臣等がその意見を書面で通知する（LRIF [2006: 38]）。

法制委員会の審査の段階において、法案の内容が大きく変わることがしばしばみられる（LRIF [2006: 35-36]）。法案起草については省庁によって力量に差があり、不十分な法案が法制委員会に舞い込むことは少なくない。法制委員会は事務局職員のほか、著名な外部の法律家が加わっている。法制委員会の審査は、法律だけでなく、勅令、省令、一定範囲の規則に及び、文言などの法技術的な変更にとどまらず、法案の内容にも踏み込むこともある。その審査によって法体系の整合性が確保されていると考えられる。

（4）法制委員会による起草

法制委員会は、省庁からあがってきた法案を審査するだけでなく、自ら法案を作成・閣議に提出する場合がある。(1)後述する法発展委員会が提案するもの、(2)法典修正委員会が提案するもの、(3)そのほか内閣の指示によって起草を行うものがある。法制委員会によって提出された法案は、法制委員会の審査を得たものとして扱われる（LRIF [2006]）。

法典修正委員会は主要な法典の改正作業を進めるため法制委員会内に設置された委員会であり、刑法典、民商法典（会社に関する部）、刑事訴訟法典、民事訴訟法典の4つの委員会がある⁽⁸⁾。これは、法制委員会法の規定に基づくものではなく、一般的な首相権限に基づき任命されるものである。これら法典の改正案の多くがこの委員会によって起草されている（LRIF [2006: 38-39]）。

内閣の指示により法制委員会が行う法案起草には、省庁が起草した法案の内容が不十分である場合のほか、法案をさらに発展させる必要があるときにも行われる。たとえば、2010年には集団訴訟のひとつであるクラスアクション（class action）の導入を柱とする民事訴訟法典改正案が公表されたが、その起草は証券等監督委員会（Securities and Exchange Commission: SEC）が提出した「1992年証券取引所・証券取引法」改正案がクラスアクションの導入を提案したことに始まったものである。クラスアクションを消費者保護など証券取引以外の分野にも認める必要性があることから、法制委員会が起草作業を引き継いだものである⁹⁾。

(5) 法的意見

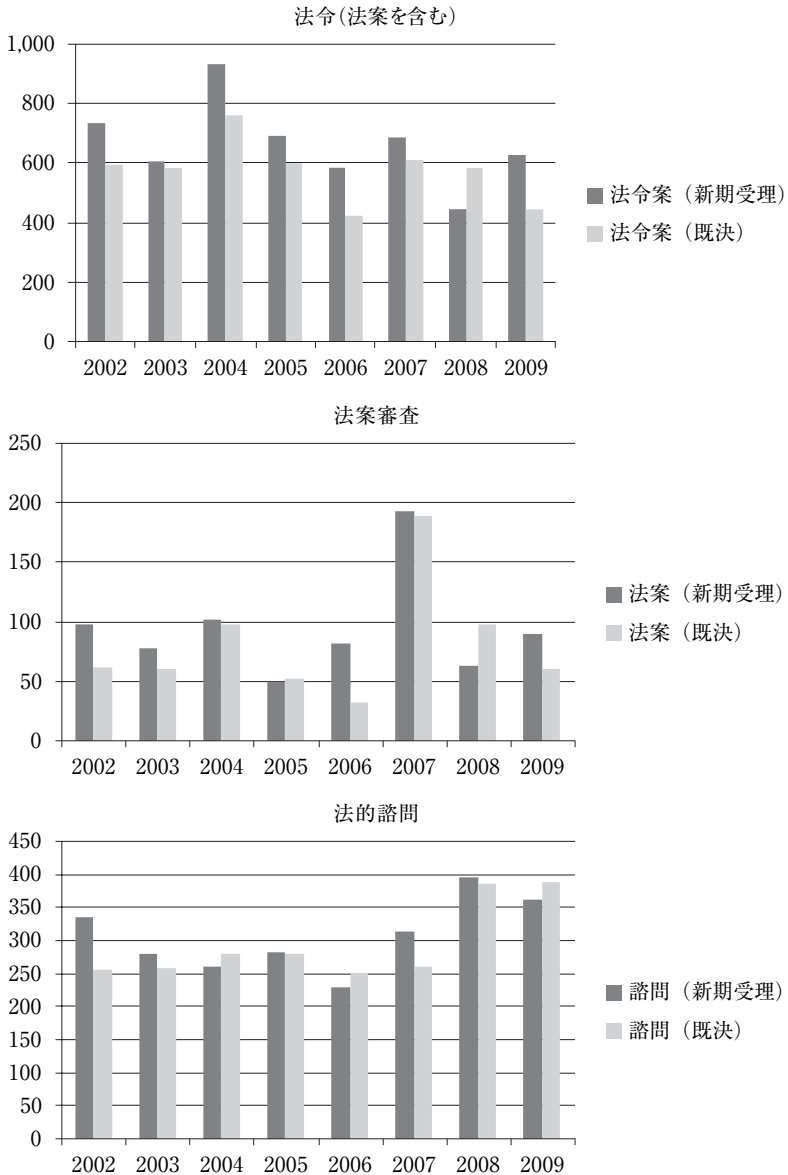
法制委員会または同事務局は、国の機関から諮問を受けて法的意見を与えることができる。1979年の規則¹⁰⁾によれば、法制委員会に対して諮問することができるのは、(1)内閣または首相、(2)省庁局、(3)国有企業、(4)特別法による委員会（事務局たる省庁局を經由）、(5)地方自治体首長・地方議会議長、(6)内閣または首相が特別に認める者等である（3項）。ある案件について諮問するためには、当該案件について責任を負い、または主管する国の機関と協議しなければならない（4項）。しかし、事務総裁が緊急または必要であると認める案件については先に受理し、主管機関に通告することができる（5項）。また、案件が複雑ではなく、かつ緊急であるときは委員会ではなく法制委員会職員に審査を行わせることができる

(6) 法案審査等の実態

図3は、法制委員会が行った法案審査・法的意見の数の推移を示したものである。

法案等の審査には数年かかるものもあるが、ここでは案件の新規受理数と審査等を完了した数の差が、委員会における積み残しを示すものと考えてみよう。タックシン政権初期の2002～2003年には法案の審査の積み残しが目立

図3 法制委員会の法案審査・法的意見の数の推移



(出所) 法制委員会年報(各年版)より筆者作成。

っている。LRIF [2006] は、タクシン政権が議会の圧倒的多数の議席を確保していたにもかかわらず、立法数があまり伸びなかった理由に、法制委員会での審議がボトルネックとなったと主張するが、このデータはその主張を裏付ける。クーデタが発生した2006年は法案審査が激減する。その一方で翌2007年の暫定議会の時期においては、新規受理案件・既決案件ともに急増している。暫定議会をめぐって省庁からの法案提出が増えたことと、それに対応して法制委員会による審査が急ピッチで行われたことを示す。暫定議会の時期には省庁からの駆け込み的な法案提出が増加することが指摘されているが、法案審査レベルでもこのことを明確に示している（本書第1章参照）。他方、後述するように2004年に始まった立法計画によって勅令・省令等の下位法令の増加が起きたが、これと対応するように法制委員会の法令等の草案の案件数が増加したことが図から分かる。他方、法的意見については、2007～2008年の増加が顕著である。2007年憲法の施行にともなう問題が多かったと考えられる。

法制委員会の審査の遅れのひとつの原因として、外部委員中心の構成がある。この点は、法制委員会の強みであると同時に弱みでもある。週に1回、急ぎの場合は週に2回会議を開催することはあるが、それ以上に集中して審議することは困難である。また、委員に対する手当も決して高額でない点も指摘されるが、報酬自体が魅力で参加している委員は少ないであろう（今泉 [2005: 307]）。

3. 法発展委員会——立法専門家中心の法案作成——

(1) 背景

省庁のイニシアティブには限界があり、そこに立法関係者が自ら法案作成を進める仕組みが求められることになる。その先駆けとなったのが、法制委員会の一部として、1991年の法改正によって設立された法発展委員会（khanakammakan phatana kotmai / Law Reform Commission）である。これは、諸

外国において発展した法改革機関を参照したものである。一般に法改革機関は、連邦制国家やコモン・ロー諸国（判例法諸国）において設置される例が多い。連邦制国家では、州の間で法律が異なることの弊害を軽減するため、州の間で法の統一を図る必要があるからである。また、コモン・ロー諸国においても判例主義の煩雑さあるいはルールの不統一の弊害が生じ得るのであり、蓄積された判例を整理して、そのエッセンスを抽出し、時にはそれを法典化する必要が生じたのである。こうした作業を担ったのが、法改革委員会ないしは法律委員会という組織であった（伊藤・田島 [1985: 295]¹¹⁾。今日ではこうした機関の多くは、政府の諮問に応じて、あるいは自らのイニシアティブで立法に関する諸提言を行う役割を担っている。

タイの法発展委員会の成立の経緯は、法制委員会事務総裁をつとめたチャイワット・ウォンワッタナサーン（Chaiwat Wongwatanasant）の1993年の論文に詳しくまとめられている（Chaiwat [1993]）。

チャイワット論文は、まずイギリスやアメリカなど諸外国における法改革の動きを整理し、法改革のあり方を論ずる。なかでも着目すべき点は、1960年代にアメリカの援助政策の影響の下に推進された「法と開発運動」（Law and Development Movement: LDM）に言及している点である。LDMは、開発途上国に先進国の法制度をあてはめることで諸問題を解決しようとしたものであった。しかし、そのアメリカ法中心・単線発展論的なアプローチゆえに、LDMは期待された成果を出すことができず、1970年代には運動を推進した法学者による自己批判によって一時下火となる。LDMの議論と実践が再び活性化するのは冷戦終了後の1990年代以降のことである（安田 [2005]）。

チャイワットは、LDM批判を踏まえつつ、そこで示された法と社会との関係性を次のように再定義する。「それぞれの社会はすべての要素において相異なり、また、社会内の要素および社会外の要素の影響によって常に変化している。したがって、社会に適合した法発展ないしは社会発展を導くための法発展は、多かれ少なかれ社会状況の必要性に従って常に発展しなければならない問題である。そして、各社会における法発展は、経済学、政治学、

社会学といった諸学間に依拠した解決策を模索しなければならない」(Chaiwat [1993: 333])。このように述べた上で、チャイワットは、比較法と諸学間に依拠した法の分析の必要性を提唱する。こうした思想は、後述するように、立法のための諸研究に力点をおいた法発展委員会の役割や委員に、法学者以外の専門家を参加させることへの理念的な根拠となっている。また、LDMの影響は、law reform (法改革)をあえてタイ語で phatthana kotmai (法発展)と訳したことにも現れている¹²⁾。

チャイワットによれば、法発展委員会の成立は経済社会開発計画と関係していた。開発計画のなかに法的視点を盛り込む必要性が認識されたのは、第6次経済社会開発計画(1987年～1991年)の策定過程であった。1986年1月に国家経済社会開発委員会(National Economic and Social Development Board: NESDB)は経済社会発展に向けて法改正の検討作業を開始することを開始した。その中心となったのは、元農業・協同組合相のアーナット・アパーピロム(Anat Aphapirom)首相顧問、ミーチャイ・ルチュパン(Meechai Ruchuphan)首相府大臣、アモーン法制委員会事務総裁であった(Chaiwat [1993: 353])。NESDBは、NESDBの小委員会として、経済社会開発のための法改定分科会を設置した。さらに、法制委員会事務局が中心となり、チュラーロンコーン大学、タンマサート大学、ラームカムヘン大学の各法学部と協力し、それぞれ国際取引、天然資源、ビジネス法の分野について法制の改革を検討した。その結論は、将来の諸状況の変化に応じて法制度を組織的に改革するには、これまで行われてきた改革では達成できないというものであった(NESDB [1987], Chaiwat [1993: 353])。こうした議論は、第6次経済社会開発計画第3章に反映され、(1)諸法律を点検し諸改正を政府に提案するために、法制委員会事務局が中心となり諸大学の法学部が参加した形の委員会を設置すること、(2)法制委員会事務局は、立法枠組みを改革する方向性を研究する組織の設置を検討すること、(3)現状と合致していない諸法律の実施状況を調査する法制委員会事務局を支持することが、明記された(第15.1項～第15.3項)(Chaiwat [1993: 354])。

法制委員会事務局には法令の改正を検討する職務しかなかったため、法改革の抜本的・基本政策を立案する権限を有する独立性の高い法制度改革組織の設置が期待された。そこで、チャートチャイ・チュンハワン政権において、法制委員会が法改革委員会法の改正草案を提出し1990年1月の閣議において基本原則が了承された。その後、1991年クーデタ後において成立したアーナン・パンヤーラチュン政権において首相府大臣となったミーチャイらの支持を受けて、改正法案は国家立法議会に提出され、1991年8月21日に「1991年法制委員会法（第3号）」が公布された。この改正に基づき法発展委員会が法制委員会内に設置された。

(2) 組織・権限

法発展委員会は、法制委員（1999年以前は法律起草委員）と有識者（大学、国家機関、民間団体の代表から任命）で構成され、定数は9名以上15名以下である（第17条の2）。法制委員会事務総裁は職務上の委員として参加する。現在の委員会は15人で、ミーチャイが委員長となっている。

諸法令を点検する任務は法制委員会事務局が負っており、法発展委員会は、法制委員会事務局からの諮問事項について調査・検討・提案する。法制委員会事務局が法発展委員会に法改革の計画立案を検討するよう諮問するのは、次のような場合である。(1)諸法令の中で時代状況に合致しない法律や国民の身体・財産・職業の自由を不当に制限する法律、不必要に個人の職業やビジネスに負担を強いる法律、または政府の政策や経済・社会・政治・行政の発展に一致しない法令がある場合、(2)タイ国民の権利と自由をより一層守るため、または国家の経済・社会・政治・行政の発展に寄与するために、新法制定が必要であると認める場合である。その際、法発展委員会の当該諮問事項に関する任務の範囲・手続・方法・予算について定める（第17条の3）。また、法発展委員会が策定した法改革計画が実施されるにあたっては、閣議了承を経ることが必要である（第17条の4）。

(3) 成果と限界

法発展委員会の設置によって、法制委員会が自らのイニシアティブで法案を作成し、かつ閣議に提出することができるようになった。法発展委員会はその成果として、①国有企業の形態変更（たとえば民営化等）、②国の調達・雇用、③人工授精・代理出産、④既婚女性の姓の使用、といった分野における法発展をあげる¹³。

法発展委員会に対する評価は分かれる。その理由は、活動が主として立法のための調査研究に重きがおかれたことと関係する。法発展委員会の調査研究は多くの成果を出したが¹⁴、具体的な法案につながったかどうかを重視する立場からみると、成果が少ないというのである。また、委員がすべて非常勤であり、委員自身がなにか調査研究を行うのではなく、法制委員会職員や外部の研究者への委託を通じて行われるため、機動性を欠いている。

法発展委員会の役割は重要ではあるが、それが立法に具体化した数は少ないことは否定できない。法案起草過程改革を進めるためには、ほとんどの法案を提出する省庁レベルでの法案起草過程を効率化し、あるいは省庁の起草能力を向上させることが課題となる。こうした改革は、次にみるようにタックシン政権期に進められた行財政改革と深く結びついた形で進行した。

4. 行政改革の立法過程への影響——タックシン政権を中心に——

1997年のアジア経済危機によって、タイはIMFの支援を受ける条件としてさまざまな制度改革を実施し、そのために多くの立法が短期間に進められた。企業経営者層にも法改革の必要性を指摘する声が強まった。そうした声に応えるための政府内に立法過程の改革に向けた取り組みが具体化するのには、2001年総選挙によって誕生したタックシン政権による行財政改革の一環としてであった。自らCEO首相と名乗ったタックシン首相は、国政に企業経営の考え方を導入した改革を進め、たとえば、現在では中央省庁だけではなく、末端の公立学校等においても、政策、ビジョン、目標、戦略が明示的に示さ

れるようになっている。その改革のひとつのキーワードが1997年経済危機前後からタイでも広まったグッドガバナンスの考え方である。

タックシン政権の行政改革構想は、法制度の観点からみれば、「1991年国家行政規則法」の2002年改正と2004年の「グッドガバナンス勅令」に凝縮されている。国家行政規則法の改正の目的は、次の4点であった。①政策、目標、実行計画を策定することで、各段階での業務遂行を明確に評価することができること、②グッドガバナンスを政策決定および公務遂行の監督のための指針とすること、③フレキシビリティをもたせるため、省が、タスクごと行政組織を編成できるようにし、また、関係する複数の行政機関が共同して業務目標を設定できるようにタスク・グループを設置できるようにすること、④行政発展委員会の設置、である。

立法過程との関係で着目すべきは、政府の施政方針である「国家行政計画」とそれに密接に関連した「立法計画」である。また、タックシン政権の肝いりで開始されたのが、2004年に設置された「法発展のための国家政策委員会」（以下、法政策委員会）であった。

(1) 国家行政計画

グッドガバナンス勅令第13条により、内閣は、その在任期間中の国家行政計画を策定することが必要である（第13条第1項）。内閣が国会に対して所信表明を行った日から起算して90日以内に、内閣事務総裁室、首相事務総裁室、国家経済社会開発委員会事務局、予算事務局は、国家行政計画を策定しなければならない（官報で公布、同第2項）。内閣が承認した計画は、内閣、大臣、行政部門を拘束し、同計画に従って実施・タスクの実行を行わなければならない（同第3項）。

国家行政計画は第2次タックシン政権から策定が開始され、最初の2005～2008年度計画は、2005年4月12日に閣議承認された。その後、サマック・スントラウェート（Samak Sundravej）政権、2008～2011年（2008年3月11日閣議承認）、ソムチャイ・ウォンサワット（Somchai Wongsawat）政権、2009～2011

年（2009年10月28日閣議承認）、アピシット・ウェーチャチャーワ（Apisit Vejjajiva）政権、2009～2011年（2009年1月13日閣議承認）においても国家行政計画が策定され、官報で公布されている。

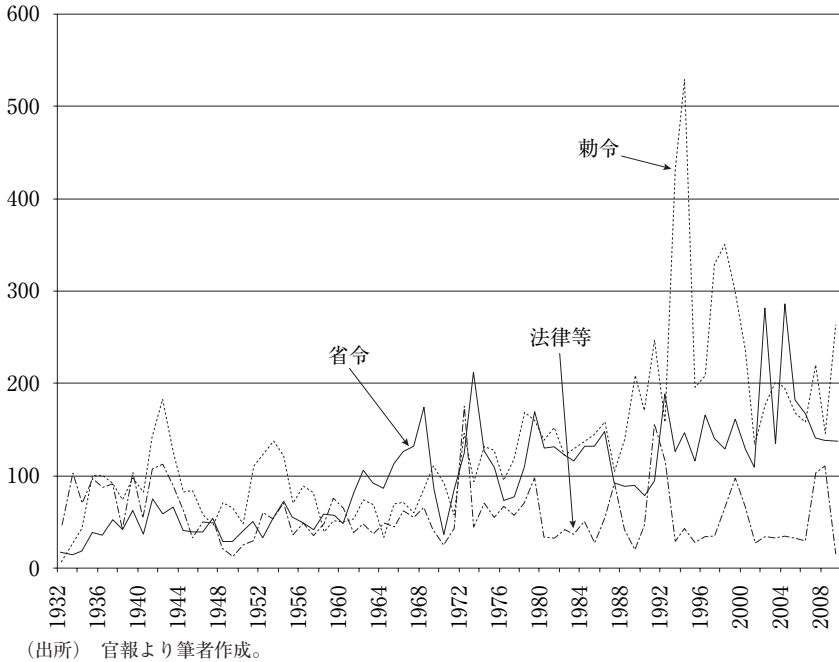
（2）立法計画

国家行政計画に従って、立法計画が策定されることとなる。立法計画は、政府が国家行政計画を策定した後、各省庁が政府の政策に従って、それぞれが所管する分野について、法律、省令等の制定、改正、廃止の計画を提出するものである。これを法制委員会および首相秘書官室がまとめ、政府の立法計画を作成する。内閣が承認した立法計画に関係行政機関は拘束される（同2項）。他方、各行政機関は、国家行政計画に対応した4カ年の公務遂行計画、および年度ごとの年次公務遂行計画を策定し（勅令第16条）、年度終了後にその達成度報告書を内閣に提出しなければならない（同第16条第5項）。

立法計画は、各省庁の計画を統合したものであるが、政府の立法計画は、政策領域ごとに整理される。たとえば、アピシット政権の立法計画（2009～2011年）は、次の8つの政策領域に分けられた。第1政策：最初の年に実施を開始する緊急政策、第2政策：国の安全保障政策、第3政策：社会、生活質政策、第4政策：経済政策、第5政策：土地、天然資源、環境政策、第6政策：科学、技術、研究、革新政策、第7政策：外交、国際経済政策、第8政策：グッドガバナンスである。

立法計画の結果、2004年以降、省庁が行う法律や下位法令の制定、改正、廃止はかなり体系的に管理されるようになった。この構想に関わった法制委員会の担当者によれば、当初はプライオリティの高い立法をあぶり出すことに主眼があったが、実施してみると省庁局がその所管する法令について包括的な見直しを行うようになったという¹⁵⁾。その背景には、導入当初に立法計画の達成度に応じてボーナスを支給したことや、実現した立法の数は各行政機関の業績評価基準にも含まれていることがある。図4は、主要な下位法令である勅令、省令の制定数の推移をまとめたものである。参考のため、法律

図4 下位法令の制定数の推移



の数も示した。立法計画が始まる2004年以降に制定数の増加が顕著となり、各省庁が所管する法令の見直しを進めたことが伺える。

(3) 法政策委員会

法改革は、タックシン政権が強い関心を示した分野のひとつである。その理由は、第1に、行財政改革を進めていくうえで、法改革の必要性が顕在化したこと、第2に、ラーマ1世王が1905年に編纂した三印法典から200周年を迎えることがあった⁽⁶⁾。タックシン首相が、ラーマ1世王の業績に匹敵するような大事業と位置づけようとしていたことが伺える。法改革を進めるためにタックシン政権が設置したのが、法政策委員会であった。

法政策委員会は、2004年7月16日に閣議でその設置が了承された⁽⁷⁾。タッ

クシン首相はこの委員会に熱心であり、自ら委員長に就任したほか、委員会の会議にはすべて出席していたという¹⁸⁾。委員会の組織や活動の枠組は、表1のとおりである。首相を委員長とし、司法大臣など関係行政機関のほか、法律関係の機関・団体の代表、法学者、有識者で構成された。

2004年9月1日の第1回法政策委員会会合において、タックシン首相は、世界が急激に変化する今日にあって、法律がその状況に合致せず、法律の実施が正義に叶わなくなってきたので、時代遅れの法律や諸制度の有無を点検すべきであり、そのために本委員会が設置された、と述べた (Legal Reform Commission [2004: 4])。また、ウィサヌ・クルアガーム (Witsanu Krueangam) 副首相 (当時) は、法改革に従事する政府組織に言及し、法律に関する調査を行い、法改革を検討する組織としては、現在、法制委員会事務局とそこに設置されている12の委員会、法発展委員会、研究支援基金 (Thai Research Fund)、最高検察事務局、高等教育機関法学部、司法省、国家研究評議会 (National Research Council of Thailand: NRCT) 法学部門¹⁹⁾、そして各省の法改革委員会があるが、それぞれ独立しておりその連携が密ではないのが実態であるので、これらが統一的に機能するような新組織が求められることになった、と述べた (Legal Reform Commission [2004: 4])。

法政策委員会は、それまで歴代政府が公表した法改革の方針を再検討し、整理した「法改革の方針」²⁰⁾と法政策委員会が採るべき法改革作業の「方向性」が採択された²¹⁾。法政策の方向性に沿い、法政策委員会に8つの小委員会とそれに対応する作業部会が設置された (Legal Reform Commission [2004: 5, 12-13])²²⁾。このほかに、法政策委員会の長期的任務として次の4項目があげられた (Legal Reform Commission [2004: 6])。①民商法典を民法と商法に独立させる案を検討、②刑法、民商法、刑事訴訟法、民事訴訟法を時代に合致した内容に改正、③法学教育のカリキュラム改正および法学教育議会の設置、④法改革の研究機構設置。

法政策委員会の活動は、省庁の枠組みを前提とするものであり、省庁がその主管する法律やそれに基づく勅令、省令、実施規則等の見直しを促し、さ

表1 国家発展法政策委員会の概要

1. 組織構成

首相（委員長）、副首相、内務大臣、司法大臣（以上、副委員長）、首相府大臣、法制委員会事務総裁、首相府秘書官、NESDB 事務総裁、首相府次官、司法省次官、内務省次官、法律家協会会長、法発展委員会委員長、検事総長、警察庁長官、国立大学法学部長、公的セクター発展委員会事務総裁、国立大学学長、私立大学法学部長2名（バンコク市内の大学から1名と地方大学から1名）、弁護士会会長、内閣事務総裁（本委員会の事務局長兼任）、法制委員会法律起草委員（事務局長補佐）、内閣副事務総裁（事務局長補佐）、学識経験者数名（首相府命令第94/2548）。

2. 法改革の方針

- (1) 憲法または新たに制定された法律に抵触する法律を改正・廃止する。
 - (2) 執行されていない法律を廃止する。
 - (3) 国民に不必要な負担となる法令規則を改廃する。
 - (4) 経済動向に合致しない法令規則を改廃する。
 - (5) 国の諸活動に対して支障が生じ複雑で遅延を引き起こすような法令規則を改廃する。
 - (6) 貧困問題を解決するため、また貧困層や社会的弱者が司法手続を理解できるような機会を拡大するために法律を改正・補足・制定する。
 - (7) 国の国際的競争力を促進するため法令を改廃しあるいは新法を起草する。
 - (8) 経済構造を圧迫するような法律を改正する。
 - (9) 汚職と不正行為を防ぐために法律を改正し行政手続を改善する。
 - (10) 法律が時代状況に合致しているかを検証できるように、各法律に失効日を明記する。
 - (11) 法律起草の際、条文構成をいたずらに詳細なものにするのではなく、細目事項は別の規定に置く。
 - (12) 法律起草においては平易な用語を使用し、また、国民の負担軽減につながるような法手続にする。
 - (13) 外国の思想・哲学・理念に過度に依拠せず、タイ社会の現実と法の実効性を的確に認識して法律を起草する。
 - (14) 法律案の審議を迅速にする。
 - (15) 政策運営にあたっては、行政上の諸措置と現行法を活用し、法律の制定を極力少なくする。
 - (16) 各省がその年度の必要な立法計画を策定する。
 - (17) 法律の必要性や他の法律との重複性などを検討した上で法案を提出する。
-

3. 法改革の方向性

- (1) 立法においてグローバリズムとローカリズムの長短所を取捨選択する。
 - (2) 貧困層が貧困状態から脱却できる機会が増すように法律を改革する。
 - (3) 国に国際的競争力を高めるように法律を改革する。
 - (4) 民を政策の中心に置き、不必要な負担を国民に負わせる法律を廃止する。
 - (5) 広く国民が平等に、機会を逸することなく、法律と司法手続について理解できるような政策にする。
 - (6) 時代に適応し最新の科学技術に合致した法律に改正する。
 - (7) 法律制定およびその実施に関して国民の参画を促進する。
-

（出所）首相府命令第94/2548 および委員会資料より筆者作成。

らにそうした工程を管理することに主眼があった。委員会は省庁や法律関係団体の代表である職務上の委員が主体であった。その活動は各行政機関がまとめた計画を取りまとめるものであり、省庁ベースという枠組みから大きく踏み出すものではなかった。

この委員会は2006年9月クーデタによってタクシン首相が追放された後、この委員会の活動は実質的に停止したが、その後行政機関の業績評価の一環として省庁ごとの法発展の策定とその評価は事業として存続しており、内閣事務総裁室が担当している。

第2節 直接発議と法案起草過程

1. 国民参加の理念

1990年代以降の憲法・政治制度改革において、強調されてきたのが国民の政治参加である。1997年憲法の制定過程に影響を与えた「民主主義発展委員会」の1995年の報告書（Kho.Pho.Po. [1995]）は、国民が選挙だけを通じて政治に関わるのではなく、さまざまな経路を通じて政治・行政に参加すべきことを目標に掲げた。こうした理念のもと、1997年憲法以降、国民投票、国民発議といった直接民主主義的な制度の導入が模索されてきた。さらに、2007年憲法は「参加」の概念を強調し、諸制度の改革を行っている。第81条は、国が実施すべき「法律および司法分野における政策指針」として、次の5項目を掲げる。

- (1) 法律の執行および施行が適正に、迅速に、公平に、あまねく行われるように監督し、ならびに法律上の扶助および知識の人民への提供を促進、ならびに、司法手続および法律上の人民の扶助における人民および職業団体の参加を確保することで、司法手続における行政業務および他の国の業務を効率的にする制度を作ること。

- (2) 人の権利および自由を保護し、国の係官または他の者による侵害を防ぎ、かつ、人民に等しく正義を提供しなければならない。
- (3) 国家の法律の修正および発展のため、ならびに法律を憲法に適合するように修正するため、かかる法律によって影響を受ける者の意見を聴取しなければならない、独立して業務を行う法改革のための機関を設置する法律を制定すること。
- (4) 司法手続に関係する業務単位の業務遂行を修正し、および発展させるため、司法手続の改革のため、独立して業務を行う機関を設置するための法律を制定すること。
- (5) 人民、とくに家庭内暴力の影響を受ける者に対する法律上の扶助を与える民間団体の業務遂行を支援すること。

第81条の内容は、司法や法律扶助など多岐にわたるが、立法過程との関係で着目すべきは、法改革のための機関の設置をうたっているところである。後述するように、経過規定第308条のもとで、法改革機関は国民による法案提出を支援するための組織としての位置づけを与えられている。以下では、国民による法案提出と法改革委員会について順に見ていこう。

2. 国民による法案提出

(1) 憲法規定

1997年憲法第170条²⁸³は、5万人以上の有権者は、連名で国会議長に対して、国会が憲法の第3章（権利自由）と第5章（国の基本的政策指針）の定めに従った法律を審議することを求める権利を有する、と定めた（第170条）。この請求は、法律案を作成して提出しなければならないとされる（同第2項）。連名およびその審査のルール・手続は、法律によって定める（同第3項）。この規定の実施のため、「1999年連名法案提出法」が制定されたほか、自治体の条例制定については「1999年地方自治体条例連名提出法」が制定された。

2007年憲法は、国民による直接的な法案提出を強化した。第163条は「1

万人以上の有権者は、憲法の3章（タイ人の権利自由）、5章（国の基本的政策指針）の定めにより国会に法律案の審議を行わせることを国会議長に連名で請求する権利を有する」と定め、法案提出に必要な有権者の数を1997年憲法の5万人から1万人へと一気に引き下げ、法案提出をより容易なものにした。また、通常の法律案の提出権者のリストにも、「第163条の規定に基づき、連名で法律を提案する1万人以上の有権者」（第142条(4)）を加えた（ただし、憲法付随法案の提出権者〔第139条〕には加えられていない）。2007年憲法に対応した1999年連名法律提出法の改正作業が進められている。以下では現行法の規定に基づき、手続の流れを整理しよう。

(2) 法案提出の条件

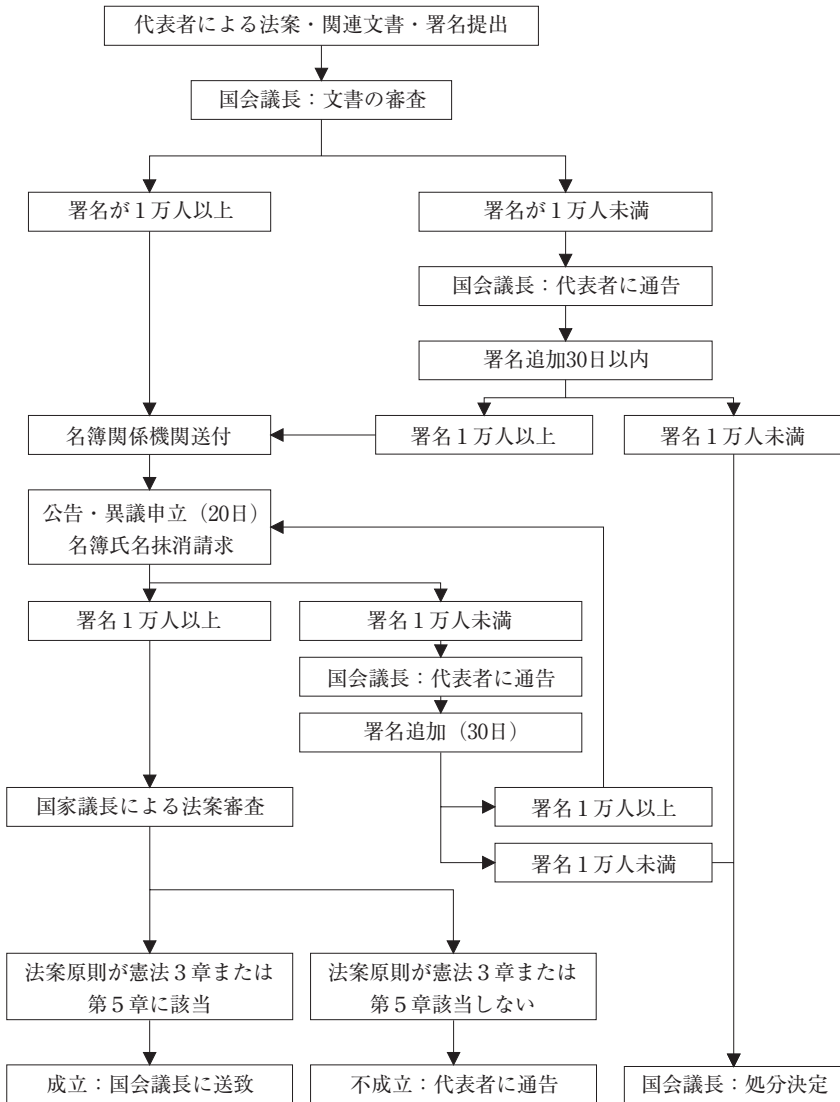
署名を行う者は、請求提出の日において選挙権を有していなければならない（第5条）、法律に従い正しく提出された法律案に署名した者は、事後に撤回することができない（第6条第2項）。

提出される法律案が満たすべき要件、法案が受理されるための条件は次のとおりである。①「タイ人の権利自由」、 「国の基本的政策指針」に係る事案について原則を定めていること、②法案に原則および理由の記載があること、③法律制定の目的を理解するのに十分な程度に明確な条文に分けられていること、④当該法律の実施のためのルールおよび手続が定められていること、が必要である。（第5条第2項）。また、法案審議のため、各条の制定理由を理解するのに十分な程度に、重要な内容の要旨、各規定における原則を定める趣旨の説明書を作ることができる（第5条第3項）。

(3) 有権者自らによる署名集め

署名の方法については、有権者自らによる方法と選挙委員会による方法が定められている（第6条）（図5）。有権者自らが行う場合、国会議長に対して行う請求には、法律案のほか、必要事項を定めた申請書の提出が必要である。そこでは、署名者およびその代表者の氏名、住所および署名に関係する

図5 国民による法案提出（直接提出の場合）



（出所） KPI [2009a: 29] の図に基づき作成。

（注） 2007年憲法は、必要な署名数は5万人から1万人に引き下げたが、改正が行われていないため、法律の規定は5万人となっている。

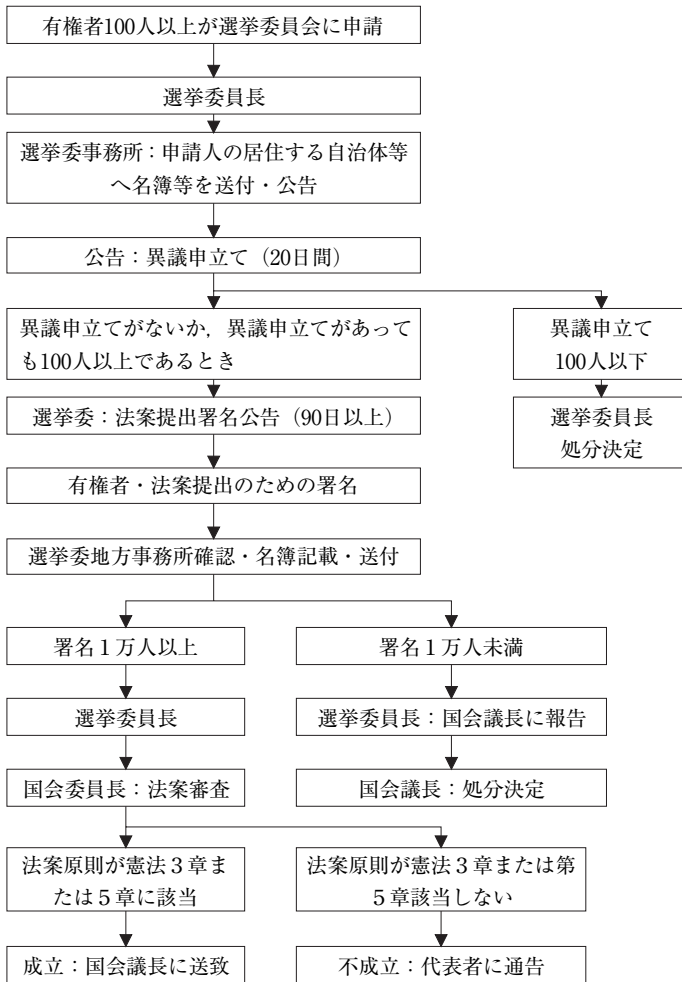
詳細を定める様式に従った申請書と、全員の住民登録証の謄本、期限切れの住民登録証、または本人を示すことのできる写真のついた公的な身分証または書類、ならびに住民登録書謄本の提出が必要とされる（第7条）。国会議長は、請求を審査し、正しいと認めるときは、名簿を署名者が住民登録を行っている地域の県庁、郡事務所、市役所、タンボン（農村の行政区）自治体事務所、村長事務所、コミュニティに公告する（第8条）。異議申立期間は公告の日から20日間とされ、署名を行わなかった者はその氏名を名簿から抹消することを請求することができる（第8条第2項）。異議申立期間が満了し、署名が5万人に満たないことが明らかになったときは、国会議長が通告した日から起算して30日以内に追加を行うことができる。5万人を満了することができないときは、国会議長は当該事案を処理する。

改正が求められているひとつの点は、現行制度において署名者の身分証のコピーの提出まで求められていることがある。署名集めを行ったある団体のリーダーによれば、集会の参加者には法案の趣旨に賛同しても、身分証をもって来ていなかったため、署名できないことが多くあったという。

(4) 選挙委員会による署名集め

もうひとつの方法は、100人以上の有権者が選挙委員会委員長に、法案および関係書類とともに請求を行うものである（図6）。法案提出について各県の選挙委員会において公告し、署名を行う者は定められた期間内、および日時・場所において、住民登録証などを示して署名を行うことができる。かかる期間は公告の日から起算して90日以上でなければならない（第10条）。当該期間が満了し、署名が5万人に達したときは、選挙委員会委員長は、当該法律案、関係書類および署名を国会議長に送付する。国会議長はかかる法案等が正しく、かつ5万人以上の署名があると認めるときは、国会に当該法律案の審議を行わせる（第14条）。

図6 国民による法案提出の仕組み（選挙委員会を通じて行う場合）



(出所) KPI [2009a: 29] の図に基づき作成。

(注) 2007年憲法は、必要な署名数は5万人から1万人に引き下げたが、改正が行われていないため、法律の規定は5万人となっている。

(5) 国会審議

国会審議において、両院が法案提出を行った有権者の代表が、法案の原則について説明を行うこと、ならびに、当該法案を審査する特別委員会の委員の3分の1を当該有権者の代表を含むべきことが定められた(第163条第4項)。有権者による法律案が提出された場合において、内閣または下院議員が、同じ原則を有する法律案を提出したときにおいても、法律案の審議に第163条第4項の規定が適用される(第142条第3項)。

また、有権者による法案が、金銭法案に該当するときは、議員立法による場合と同様に、首相の認証を必要とする(第142条第2項)。

(6) 国民による法案提出の実態

それでは直接発議の制度はどのように機能してきたのであろうか。表2は、1997年憲法下において行われた国民による法案提出の試みを一覧にしたものである(KPI [2009b])。法案提出の試みは合計で16件あった。署名の収集方法でみると、人民が自ら行ったものが10件、選挙委員会を通じたものが6件であった。署名が成立したものは全部で7件あり、そのうち有権者自ら署名を集めた方が5件と多くなっている。選挙委への申請は100人以上で可能なので、署名成立の見通しが少ないものが選挙委へ申請された可能性がある。

法案が国会で可決したのものとしては、「2011年国家農民会議法」がある。「共同体林法案」は国家立法議会で承認されたが、憲法裁判所の2009年11月4日の判決で無効とされた²⁴⁾。また、「国家健康保険法案」は署名が成立したものの、内閣の法案提出が先行したので、署名を行ったグループの代表を委員会審議に参加させることとなった(KPI [2009a])。

2007年憲法下での事例としては、反FTA運動を行うグループが憲法第190条に定める条約制定手続法に関する法案を提出したが、憲法第3章または第5章に定める事項ではないとして、国会議長は法案を受理しなかった(本書第3章参照)。また、消費者団体が憲法第61条第2項に定める「国から独立の消費者保護のための機関」の設置について法律案を提出した事例がある。

表2 国民による法案提出の事例（1997年憲法期）

法案	提出日	署名数	署名	法律
有権者による提出				
1. 事業所内健康・環境保護機関 法案	1999.5.10	43,228	×	
2. 国家農民会議法案	1999.6.9	25,366	×	
3. 共同体林法案	1999.2.28	52,698	○	可決・無効 ¹⁾
4. 農村基金法案	1999.8.8	36,748	×	
5. 国家健康保険法案	2001.3.26	52,837	○	(可決) ²⁾
6. 破産法改正法案	2003.2.6	96,310	○	
7. 教員公務員・教育分野職員月 給法案	2003.12.29	54,520	×	
8. 国家健康法案	2004.5.27	36,748	×	
9. アルコール飲料・煙草事業証 券上場・取引規制法案	2005.7.20	63,455	○	
10. 共同体公衆衛生職法案	2005.9.14	167,101	○	
選挙委員会を通じた提出				
11. 国家農民会議法案	1999.12.24	64,368	○	可決・施行
12. 農村銀行法案	2000.10.9	9,831	×	
13. ブンカーン県法案	2002.9.24	980	×	2010年に法律は成立
14. 人民版地酒製造流通届出法案	2002.10.14	18,899	×	
15. チュムペー県設置法案	2003.5.27	3,205	×	
16. プーウィアン県設置法案	2003.11.17	56,030	○	

(出所) KPI [2009a: 182-187] より筆者作成。

(注) 1) 憲法裁判所の判決により無効。

2) 署名は成立したが、政府法案提出が先行。

以上のように、国民による法案提出の制度は積極的に利用されている。もちろん、署名に成功しても、法案が必ずしも成立するとは限らない。成立のためには、与党または議会多数派の支持が必要だからである。他方、署名の不成立で必ずしも運動が終わるとは限らないようである。署名は不成立であったが、後になって内閣提出法案として立法化されたものとして、たとえば、ブンカーン県設置法がある（同県は77番目の県として2011年に発足）。署名不成立の場合でも、その法案の内容を政府または政党（議員）が採用する場合があると考えられる。また、運動を行う市民にとっても署名集め・法案提出

は問題提起またはアピールの手段として有効な戦術であるといえよう。

民主化を契機に1990年代以降のタイにおいて活性化したさまざまな社会運動のなかには、特定の立法の実現をその活動目標に据えるものが少なくない。1997年憲法で導入された国民による法案提出制度は、社会運動や民間団体が自らの利益・主張を具体化するための法案提出を可能とする画期的な内容のものである。1997年憲法体制のもとでは、5万人という基準を満たすことができない法案がいくつも存在していたが、2007年憲法は一挙に基準を1万人へと引き下げたことで、国民による法案提出がさらに活性化することが予想される。

しかしながら、それがタイの立法にどのような変化をもたらすかはまだ明らかでない。そこにはまだ多くの課題が残されているからである。たとえば、署名が成立し法案が国会に提出される段階に到達したとしても、少なくとも下院においては（連立）与党ないしは議会多数派の指示を得られない限り、法案が成立する見込みはないからである。また、市民運動が法案作成に必要な法的知識をどのように調達するのか、法体系との整合性をどのように確保していくのか、といった課題もある。政府の法律顧問である法制委員会は国民が準備する法案審査を行わないからである。こうした課題へのひとつの対応が次にみる法改革委員会の設置であろう。

3. 法改革委員会

法改革委員会と国民の法案提出との関係は、上述の憲法第81条には書かれておらず、経過規定である第308条に盛り込まれたものである。憲法第81条(3)は、「独立して業務を行う法改革のための機関」についての法律を制定すべきことを定めているにすぎない。憲法第308条は、憲法施行後90日以内に「独立して業務を遂行する法改革委員会」を任命すると定め、法改革委員会の職務として、「憲法規定の実施のために制定が必要な法律作成の研究および提案」すること、ならびに「第81条(3)に定める法改革のための機関を設置

するための法律」を制定することを定めた。その法律が定めるべき事項として、「投票権を有する人民の法律起草の支援を職務とする規定」が設けられなければならないとした（なお、以下では、第308条に基づくものを暫定（法改革）委員会、第81条に法律によって設置されるものを法改革委員会と呼ぶ）。

暫定委員の選定は、2007年憲法の公布後まもなく開始され、2007年11月13日付首相府令で11人の暫定委員が任命された。また、委員長にはカニット・ナナコーン（Kanit Nanakorn）元検事総長が就任した。その後、この暫定法改革委員会のもとで第81条に定める法律の起草が進められた。実に3年という時間がかかった末に、「2010年法改革委員会法」が2010年11月19日付で公布された（以下、法律）。

(1) 組織

委員会の組織は次のとおりである。法改革委員会は国王によって任命され、委員長1人、副委員長1人および他の委員9人の合計11人で構成される（第6条）。選任にあたっては、男女の参加が考慮されなければならない（同）。委員長、副委員長、および4人の委員は常任とする（第6条第2項）。従来の法改革のための委員会組織が非常勤委員で構成され、その活動があまり活発でなかったことから、法改革委員会には常任委員がおかれることとなった。委員の任期は4年で再任可能であるが、連続して2期を越えることはできない（第12条）。また、委員の兼業禁止の対象となるのは、上院議員、下院議員、政治公務員、地方議会議員、地方自治体首長、政党黨員、選挙管理委員、国家会計検査委員、憲法裁判所、司法裁判所、行政裁判所、軍事裁判所の各裁判官、オンブズマンである（第9条）。法改革委員会事務局総裁は、委員会事務局となる（第6条第3項）。

法改革委員の選出手続が詳細に定められている（第20条）。選出委員会は次の12人の委員によって構成される。①司法省次官、②内閣事務総裁、③下院事務局事務総裁、④法制委員会事務局事務総裁、⑤法学部で教授する常勤の教員の代表で法学を教授する国立の高等教育機関から互選された代表2名、

⑥法学を教授する私立高等教育法人から互選された代表2名，民間非営利法人で，(a)労働，(b)人権，(c)消費者保護，(d)環境・衛生の各分野からそれぞれ互選により1名，計4人。この選出委員会の審査によって11人の有識者委員が選出される（第21条）。

(2) 権限

法律第4条は「法改革」を次のように定義する。「法改革とは，適正さを生み，国家および国民に最高の利益を生じさせ，法律に従った実施，法律の執行，裁定，起草，法体系の改善と発展，ならびに憲法に従って法律を改善し発展させるための諸改革いう」。

法改革委員会の職務権限としては，国家の法の改善と発展および憲法に従った法律に改善するための目標や政策を立案するために調査，研究，分析等を行い，計画や措置を立案すること（第19条第1項，第2項）などとされる。

また，法改革委員会は，法律の全体を考慮し，また関係する他の法律を考慮した立法計画あるいは法律の改正に関する助言を内閣に与える（同条第3項）。

下院，裁判所，憲法上の独立機関，選挙権のある市民によって提出された法律案に関する分析評価を内閣と国会に対して行うこと（同条第5項）。

法改革委員会は有権者が法案を起草する際に助言を与え，これを支援することが任務となっている（同条第6項）。

法改革委員会の活動は年次報告書にまとめられ，内閣および国会に提出されることとなっており，また，国民に対して年次報告書の公開が義務づけられている（同条第8項，第33条）。

法改革委員会には事務局がおかれる（第22条）。その任務として7項目があるが，そのなかで重要なものとしては，法改革委員会に対して法改革案を提示すること，第19条に規定の法改革委員会の活動計画について，その修正や改善についての意見を述べること，がある（第23条）。なお，法改革委員会は，政府および国会に対して年次報告書を提出する。

法改革委員会の組織・権限の特徴は、第1に、憲法の規定に基づいて設置が義務づけられ、また、独立の機関とされていることである。政府（行政府）、そして、当然のことながら、既存の法制委員会とも独立である。従来の省庁の枠にとらわれない法改革を提言することができる。この点に関しては2つの課題がある。ひとつは、法案をどうやって国会に提出するかということである。他の独立機関のように特定の省（たとえば司法省）を通じて内閣に提出するのか。議員立法、国民による法案提出に限られるのであろうか。憲法が法案提出権を認める「憲法上の独立機関」は選挙委員会など3機関であって、他の憲法上の機関には法案提出権は認められないと考えられる。もうひとつは、法案起草のための人的資源をどう確立するか、という問題である。暫定委員会については司法省司法業務室が事務局機能を提供してきた。

第2の特徴は常任委員をおいたことである。法制委員会・法発展委員会が外部非常勤委員で構成されていたのと比べて、機動的に活動を行うことが期待される。

第3に、その職務として国民による法案提出への支援を明記したことである。法改革委員会がどの段階でどのように関与しようとするのか、明確でないのである。

(3) 2007年憲法の具体化のための立法

憲法第308条に基づく暫定委員会のひとつの職務は、憲法規定の実施に必要な法律起草のための研究・提案であった。同委員会の資料によれば、2007年憲法が予定する法律の数は48である（Law Reform Commission [2010]）。暫定委員会は6つの小委員会が設置された。①国民参加、②公正取引および消費者保護、③人権に関する法律、④条約締結手続を定める法律、⑤法案提出に関する法律、⑥公共の場所における集会に関する法律である。

⑤は、国民による法案提出に関する1999年署名法案提出法の改正作業である²⁵⁾。④は、憲法190条の条約締結手続に関するものである。⑥は、反タックシン運動が活発化した2006年当時から、デモのあり方をめぐって議論が

続けられてきたものである。いずれも政治的な争点となっており、そのほとんどがまだ立法化されていない。こうした作業は、法改革委員会によって続けられる見込みである。これらの立法の起草作業は、KPIなどの他機関やNGOによっても行われている。それらの活動がどのように立法に取りまとめられていくかも興味深い。

(4) 国民による法案提出との関係

暫定委員会の事務局をつとめるある係官は、法改革委員会は、「人民版の法制委員会」であると述べた⁹⁶。法制委員会が政府の法律顧問であるのに対して、法改革委員会は広く国民一般に法的助言を提供していくのだという抱負を語ったものである。

タイのNGOのなかには法律家や法学者が関わっているものが多い。そのような団体は法改革委員会などによる法的助言を必要としないのではないか、という見解もある。しかし、すべての組織が法律家とつながりがあるわけではない。そうしたネットワークをもたない運動・集団への法的支援が、新たな立法ニーズを掘り起こすことになるかもしれない。

2010年法改革委員会法は12月17日に施行された。2011年5月27日に11人の委員が任命され、法改革委員会は正式に発足した。カニット暫定委員長が委員長として留任した。ようやく本格的に始動した法改革委員会が、内閣提出法案に対するオルタナティブとして機能していくことができるのか注目される。

おわりに

本章では、1990年代以降、タイの法案起草過程について、どのような改革が進められてきたかを検討した。法制委員会を中心とする立法関係者による取り組みは、立法専門家が自ら立法の発案、起草を行うための法改革機関の

設置、省庁の立法機能の向上（行政改革）という2つの方向で進められてきた。

第1に、1991年に創設された法発展委員会法は、開発政策と法とのリンケージを重視し、法学者・法律家だけでなく、経済学等の専門家を含めた学際性を特徴とし、また、調査研究に重きをおいたことも特徴的であった。他方、調査研究が具体的な立法へとつながったかは明確でなく、また、非常勤委員を中心とする構成は外部専門家を活用できるというメリットがある一方で、機動性に欠ける面があった。これらの批判は、2007年憲法で設置された法改革委員会に常任委員がおかれるなどの組織構成に反映されている。他方、法発展委員会が政府内機関であり、その活動が内閣の了承のもとに進められるため、起草した法案が内閣提出法案として国会に提出される可能性は高い。

第2に、経済社会の変化に対応して拡大する多様な立法「需要」に対応するため省庁局の法案起草能力の向上や政府内起草過程の効率化をねらった改革が進められてきた。まず、省庁局内の法案起草を支える法規官僚は層が薄く、その役割について重要視されていない。法制委員会が、法規業務の重要性を強調し、また、政府内の法律家のための研修制度を行っている。また、立法マニュアルを整備し、それをウェブサイトで公開することで立法にかかわる作業の向上を期待している。また、タックシン政権期に進められたガバナンス強化のための行財政改革のなかで、行政機関に義務づけられた立法計画・法発展計画はその立法活動の促進に大きく寄与した。省庁再編などの大がかりな行財政改革と比べるとあまり注目されてこなかった改革であるが、省庁の立法に透明性を与えるなどその影響は少なくない。

他方、法案起草過程のもうひとつの変化は、1997年憲法以降、強調されるようになった国民の政治参加と理念と深く結びついている。その具体化のためのひとつの制度として、一定数の有権者が法案を直接国会に提案する制度が導入された。これは、官僚主導の法案起草に満足しない市民が直接に法律を提案することを可能にするものである。法案提出に必要な有権者数は、当初の5万人から2007年憲法では1万人へと引き下げられた。まだ数は少ない

ものの、国民の法案提出に基づき成立した法律が出てきた。しかしながら、成立までのハードルは決して低くない。署名集めの段階で失敗するものもあれば、法案提出にまでこぎ着けたものの、議会多数派の支持が得られない場合もあるからである。しかし、いくつかの事例では、(たとえ不成立であったとしても) 法案提出という問題提起を契機に新たな立法が進む可能性も示唆された。市民運動がその目的実現のための手段として法案提出を今後も活用していくことが予想される。

[注] _____

- (1) 立法学については、大森・鎌田 [2006]、中島 [2007] を参照。
- (2) Council of State のタイ語 *khanakammakan kritsadika* は、直訳すると国王布告委員会ないし勅令委員会となるが、ここでは、その主要な任務に着目して、法制委員会と訳すことにする。この委員会の事務を所掌するのが法制委員会事務局である。
- (3) 日本の内閣法制局についての研究には、政府の法律顧問にすぎない内閣法制局の示す憲法・法解釈が有権的な解釈として通用し、国民の諸活動に影響を与えている点を問題視する立場がある。この議論は、憲法裁判所・行政裁判所が積極的な判断を示す傾向が強いタイの文脈にはそのままあてはまらないが、法制委員会の法解釈が与える影響をどう評価するかは論点となる。
- (4) 2011年2月のFTIにおける筆者のヒアリングによる。
- (5) 内閣事務総裁は政治公務員である。1990年代以降に活躍した内閣事務総裁には公法学者が続いた。たとえば、チュラーロンコーン大学法学部准教授ウィサヌ・クルアガーム (Witsanu Krueangam, 1993~2002年)、同じくチュラーロンコーン大学法学部教授のボーウォーンサク・ウワンノー (Bowornsak Uwanno, 2003~2006年) がいた。ウィサヌは、タックシン政権期には副首相 (2002~2005年) として制度改革を指揮した。また、政府内部で制度構築に関わった公法学者としてラームカムヘーン大学法学部のポーキン・ボンラクン (Phokhin Palakul) がいる。ポーキンは、バンハーン政権に首相顧問、首相府大臣 (1995~1997年)、タックシン政権では副首相 (2003~2004年) 等を歴任し、現在は最高行政裁判所判事をつとめる。
- (6) Pakorn [2011] は、後述するように行政機関に作成が義務づけられる立法計画によって法案の優先度が明確化され、それによって政党の事情で優先度の高い法案が先送りされるのを抑制するのではないかと期待する。
- (7) 筆者の観察によれば、人的資源の面でも行政裁判所設置のインパクトは大

きかった。法制委員会事務局から行政裁判所事務局へ多くの職員が移ったため、係官の不足を生じた。従来フランスが提供していた奨学金も行政裁判所へと移ったという。また、省庁の法規課長レベルの官僚、検察官のなかには賃金その他身分保障の水準が格段に高い行政裁判所裁判官に転身する例がみられた。

- (8) 「法典」(Pramuan kotmai / Code) は議会制定法(法律)のひとつであるが、特別の名称が与えられている。法典には、民商法典、刑法典、軍刑事訴訟法典、民事訴訟法典、刑事訴訟法典、土地法典、租税法典がある。また、現在、地方自治法典が提案されている。法典の制定・改正に関する制定手続は、通常の法律と異ならない。「～法典を公布する法律」または「～法典を改正する法律」によって行われる。特別な名称を与えられている法律のもうひとつの例として、司法裁判所規程(Phrathammanun san yutitham)と陸軍軍事裁判所規程(Phrathammanun san thahan bok)がある。
- (9) 2010年2月の法制委員会におけるヒアリングと内部資料による。
- (10) 1979年法律起草委員会の法的意見提供を求める諮問受理についての法制委員会規則。なお、法改正により、「法律起草委員」は「法制委員」と読み替えられる。
- (11) たとえば、アメリカにおいては統一商事法典の編纂などで知られる統一州法委員会全国会議(The National Conference of Commissioners on Uniform State Laws)が100年以上前から活動しており、イギリスにおいて1965年に設置された法律委員会(Law Commission)が2009年改正によってその機能の充実が図られた。1996年公布のカナダ法委員会法(Law Commission of Canada Act)、1975年のオーストラリア法改革委員会(Australian Law Reform Commission)が制定された。コモン・ロー諸国の法律委員会・法改革委員会が作る「英連邦法改革機関協会」(Commonwealth Association of Law Reform Agencies)には、35の法改革委員会が加盟する(非加盟の参加国および連邦国家の州レベルの組織を含む。<http://www.calras.org>, 2011年2月20日アクセス)。コモンロー諸国ではない開発途上国のなかにも開発のための法整備を進めるため、法改革機関がおかれる国もある(たとえば、インドネシア)。
- (12) 「patirup」(改革)という語には、すべてを根本から変えてしまう語感があるとして難色を示す意見があったことも「法発展」を用いたひとつの理由であった(Chaiwat [1993])。なお、Chaiwat [1993]は、諸外国のlaw commission, law reform commissionのタイ語訳にkhanakammakan phatana kotmai(法発展委員会)をあてる。
- (13) 同委員会ウェブサイト<http://www.lawreform.go.th> (2011年2月1日アクセス)。
- (14) Chaiwat [1993]によれば、発足当初は法発展委員会においてはかなり大き

なプロジェクトが組まれたようである。7小委員会に98人が任命され、21プロジェクトが実施された。小委員会は(1)政治、統治、行政、(2)民事、刑事司法手続、(3)財務、銀行、金融、国有企業、(4)工業、商業、交通、情報、(5)農業、土地、天然資源、エネルギー、環境、(6)社会、文化、教育、公衆衛生、(7)国際関係、国際取引。委員の内訳は法律専門家50人、それ以外が48人である。チャイワット論文が掲げる多様なディस्पリンという理念を反映するものといえよう。

- (15) 2011年2月の法制委員会における筆者のヒアリングによる。
- (16) ウィサヌ・クルアガーム氏への2010年7月のインタビューによる。
- (17) 2005年3月22日付首相府命令第94/2548で正式に設置。
- (18) ウィサヌ・クルアガーム氏への2010年7月のインタビューによる。
- (19) Office of National Research Council of Thailand に設置されている法学分野の調査部局のこと。
- (20) 法政策委員会ウェブサイト、「政府の法改革政策」(“Nayobai kanphattana kotmai khong ratthaban,” <http://www.legalreform.go.th/policy.asp>, 2010年2月21日アクセス)。
- (21) 法政策委員会ウェブサイト、「法改革の方向性」(“Naewthang kanphattana kotmai,” <http://www.legalreform.go.th/develop.asp>, 2010年2月21日アクセス)。
- (22) 次の8つの事項について小委員会が設置された。(1)権利証書に関する法律の統一、(2)貧困問題の国家政策に関する法改正、(3)国家の潜在的競争力を開発促進するための法改正、(4)国民が司法行政に参画し法律の実施を監視する機会を拡大するための法改正、(5)国民に不必要な負担を負わせる法律の改廃、(6)法案審議過程の改善および法律分野の人材育成、(7)国民の法律検索を簡便にする諸法令の起草、(8)国民からの意見聴取と広報。
- (23) 1997年憲法の起草過程においては、憲法草案を審査した憲法草案審査委員会において、この規定を削除すべきであるとするものと、15万人以上の有権者に憲法改正発議権を認めるべきであるという2つの修正案が出されたが、いずれも否決された (Montri et al. eds. [1999: 277-278])。原案がそのまま第170条の規定になった。
- (24) この事件で、国家立法議会の議員29人は同法が憲法第66条の規定に違反し無効であると主張した。憲法裁判所は、国家立法議会における同法の採択において定足数が満たされておらず、憲法の規定に従って正しく制定されなかったとして第154条を理由に同法が無効であると判示したが、同法が憲法第66条に違反するか否かについては判断を示さなかった。憲法裁判所判決15/2552。国家立法議会の定足数をめぐる憲法裁の判決については、本書第1章参照。
- (25) 法改革委員会ウェブサイト「小委員会」ページを参照 (<http://www.lrc.go.th/>)

aboutus/committee/Pages/default.aspx. 2011年1月26日アクセス)。

(26) 筆者の2011年2月の法改革委員会事務局におけるヒアリングによる。

〔参考文献〕

<日本語文献>

伊藤正巳・田島裕 [1985] 『英米法』 筑摩書房。

今泉慎也 [2005] 「タイの企業法制改革と経済危機」(安部誠・今泉慎也編『東アジアの企業統治と企業法制改革』 アジア経済研究所, 275-311ページ)。

大森政輔・鎌田薫編 [2006] 『立法学講義』 商事法務。

中島誠 [2007] 『立法学：序論・立法過程論〔新版〕』 法律文化社。

ナカリン・メークトライラット [2007] 「タックシン政権期の行政改革—— TRT のイニシアティブ, テクノクラートの協力と官僚の抵抗——」(玉田芳史・船津鶴代編『タイ政治・行政の変革 1991-2006年』 アジア経済研究所, 203-235ページ)。

安田信之 [2005] 『開発法学：アジア・ポスト開発国家の法システム』 名古屋大学出版会。

<外国語文献>

Anek Laothamatas [1992] *Business Associations and the New Political Economy of Thailand: From Bureaucratic Polity to Liberal Corporation*, Boulder: Westview Press / ISEAS.

Chaiwat Wongwatanasant [1993] “Kanphatthana kotmai (Law Development)” [法の発展] in Kritsadika, *60 pi samnangknan khanakammakan kritsadika* [法制委員会事務局60年], Bangkok, pp. 330-365.

Kho.Pho.Po. (Khanakammakan phatthana prachathipatai / 民主主義発展委員会) [1995] *Khosanoek krop khwamkhit nai kanpatirup kanmueang* [政治改革にける概念枠組み提案], Bangkok: Thai Research Fund.

KPI (King Prajadhipok’s Institute) [2009a] *Raingan kansueksa rueang kanmisuanruam khong prachachon nai kankhaocheu sanoe kotmai* [法律提案に向けた人民の参加に関する研究報告書].

—— [2009b] *Raingan kansueksa rueang kanmisuanruam khong prachachon nai krabuankan rang kotmai (Civic Participation in Thai Legislative Reform)* [タイの立法改革における市民参加].

—— [1994] *120 pi council of state chak sthaban thipueksa rachakan phaendin mapen*

- khanakammakan kritsadika pho.so. 2417- pho.so. 2537* [カウンシルオブステート120年——王政顧問機関から法制委員会まで仏暦2417年から仏暦2537年], Bangkok: Council of State.
- Law Reform Commission [2010] *Ekasan prakop kanprachum khanakammakan patirup kotmai khrang thi 8 2553* [2010年第8回法改革委員会添付資料] (<http://www.lrc.go.th>, 2011年2月2日アクセス)。
- Legal Reform Commission (Khanakammakan nayobai haeng chart waduai phathaana kotmai / 法律発展に関する国家政策委員会) [2004] *Raingan kanprachum 1/2547* [2004年第1回議事録] (http://www.legalreform.go.th/m_produce/committee/committee_report01-47.pdf, 2010年2月28日アクセス)。
- LRIF (Legal Research Institute Foundation) [2006] *Raingan kansueksa chabap sombun rueang kanprapplan krabuankan rang kotmai khong prathet thai* [タイ国における立法過程の変革に関する研究], Office of the Council of State website (<http://www.lawreform.go.th>, 2010年12月14日アクセス)。
- Montri Rupsuwan, Kanchanrat Siviro, Ruthai Honghiri, Manit Chumpa, and Khomsan Phothong, eds. [1999] *Chettanarom khong rathathammanun* [憲法の精神], Bangkok: Winyuchon Publication House.
- Noranit Setabutr [2009] *Saranukrom rathathammanun haeng ratchaanachakthai pho. so. 2550: wutisapha* [仏暦2550年タイ王国憲法百科事典：上院], Nonthaburi: King Prajadhipok's Institute.
- NESDB (National Economic and Social Development Board) [1987] *Phaen phattana sethakit lae sangkhom haeng chat chabap thi 6* [第6次国家社会経済発展計画] (http://www.nesdb.go.th/Portals/0/news/plan/p6/M6_3.doc, 2010年2月10日アクセス)。
- Pakorn Nilprapunt [2011] “Criteria for Determining the Priority of the Legislative Bills: Present Practice,” in Sakda Thanitcul and Shinya Imaizumi, eds., “Legislative Process in Thailand,” JRP Series No. 157, Chiba: Institute of Developing Economies (<http://www.ide.go.jp/English/Publish/Download/Jrp/Index.html>, 2011年2月20日アクセス)。
- Pakorn Priyakorn [2009] *Saranukrom rathathammanun haeng anachak thai phuthasakarat 2550 rueang naeo nayobai phuenthan haeng rat* [仏暦2550年タイ王国憲法百科事典——国家基本政策指針], Nonthaburi: King Prajadhipok's Institute.
- Po.Ko.Pho. (Khanakammakan prapprung kotmai puea phatthana prathet / タイ国のための法律修正委員会) [2003] *Raingan kansueksa lae khosanounae rueang kanprapprung amnatnathi khong khanakammakan tam kotmai* [法律上の委員会の権限職務の修正に関する研究および提案] (<http://www.lawreform.go.th>, 2011年2月15日アクセス)。

- Po.So.So. (Khanakammakan prasangnan saphaphutaenratsadon / 下院業務調整委員会) [2008] *Khumeu naeothang kanprasannan Sapha Phutaenratsadon (Po.So.So.)* [下院業務調整委員会 (Po.So.So.) 業務実施指針ハンドブック], Bangkok (http://www.cabinet.thaigov.go.th/acrobat/guide_sapa.pdf, 2011年2月15日アクセス).
- Samnakngan lekhatthikan khanaratthamontri (内閣事長総裁室) [2006] “Naeo thang kanpatibat tam phrarachakrutsadika waduai kansaneu rueng lae kanprachum khana ratthamontri pho.so. 2548 lae rabiap waduai lakken lae withikan saneu rueng to khanaratthamontri pho.so. 2548” [仏暦2005年事案提出および閣議に関する勅令および仏暦2005年閣議内閣事案提出の準則手続を定める規則の実施に関するガイドライン], Bangkok.
- Somkit Lertphaitoon [1995] *Phraratchabanyat prakop ratthathammanun* [憲法付随法], Bangkok: Thai Research Fund.
- [2001] *Saranukrom ratthathammanun haeng ratchaanachak thai (Pho.So. 2550) lakkanmai nai krabuankan nitibanyat* [タイ王国憲法 (仏暦2550年) 百科事典 4. 立法過程の新たな原則], Nonthaburi: King Prajadhipok's Institute.

<法令>

1979年法制委員会法。

1991年法制委員会法 (第3号)。

首相府命令第94/2548「法律の改革に関する国家政策委員会の設置の件」(http://www.legalreform.go.th/m_committee/committee1-2.pdf, 2010年2月28日アクセス)。

<ウェブサイト>

法改革委員会 (Khanakammakan patirup kotmai) http://www.lrc.go.th/.

法政策委員会 (法発展国家政策委員会, Khanakammakan nayobai haeng chat waduai phattana kotomai) http://www.legalreform.go.th.

法制委員会 (Khanakammakan Krutsadika/ Council of State) http://www.krisdika.go.th.

法発展委員会 (Khanakammakan phatana kotomai) http://www.lawreform.go.th.

